

江東区中小企業融資制度 経営の安定・向上に活用を

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借り入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。この制度は、区が直接融資するのではなく、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行うものです。

借り入れにあたっては、区の紹介を受けた後、金融機関および東京信用保証協会の審査がありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。また、初めて利用される方には、区役所で経営相談を受けていただくことが必要となります。経営相談は予約制です。事前に電話等で申し込みください。

資金名	融資限度額	返済期間(据置)	年利(%)	自己負担率(%)	備考	
運転	2,000万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設備	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別(運転)	2,000万円(各資金合計)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	
小規模企業特別(設備)		6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	
小規模企業特別(小口零細企業保証制度)	(借換)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	
借換	2,000万円	9年(なし)	2.1	0.7	1.4	
環境保全対策	2,000万円	(設備)	6年(12か月)	2.1	1.1	1.0
〃(アスベスト飛散防止)			6年(12か月)	2.1	1.6	0.5
多角化・転業支援	2,000万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化	4,000万円	(運転)(設備)	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0
商店街空き店舗活用			9年(12か月)	2.1	1.6	0.5
創業支援	1,000万円(設備)	(運転)(設備)	6年(12か月)	2.1	1.8	0.3
商店街空き店舗活用			6年(12か月)	2.1	1.9	0.2
特定創業者特例	(運転)	1年(2か月)	1.6	2.1	0.0	
団 体		5年(6か月)	1.9	1.8	0.3	

上記の受付期間は、令和2年4月～3年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、ホームページをご確認ください。
 ※1 設備強化資金は、大型設備、商店街リニューアル、商工施設設備替の要件のいずれかに該当することが条件となります。また運転資金は、設備資金との併用のみとし、金額は設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできません。
 ※2 設備強化資金および創業支援資金の商店街空き店舗活用は、商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店街会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。
 ※3 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。
 ※4 特定創業者特例は、区の特定創業支援等事業の制度を受けた方が、その証明書をもって創業支援資金を利用した場合に、借入当初から36か月間の利子を全額補助します。

新型コロナウイルス感染症 対策資金 融資あつせん

「ゆりかご面接」や「産後ケア」で不安・負担を軽減

「ゆりかご面接」安心して出産を迎え子育てを始められるよう、保健師等が妊娠中や出産、子育て等に関する相談や産後ケア等のサービスの案内を行います。また、ゆりかご面接のプレゼントが4月からリニューアルし、KOTOゆりかごギフトとして商品券1万円分を贈呈します(産後のプレゼントは廃止)。3月末まで面接を受けた方で4月以降に産まれた方には、7千円分の商品券を自宅にお送りします。

保健相談所	担当地域
城東保健相談所(大葛3-1-3) ☎3637-6521, FM3637-6651	亀戸・大葛・東砂1～3丁目
深川保健相談所(白河3-4-3-301) ☎3641-1181, FM3641-5557	清澄・常盤・新大塚・森下・平野・三好・白河・高橋・佐野・永代・梅田・深川・金本・明和・仲町・鶴見・住吉・葛中・千石・島・馬・千代田・海辺・扇橋・豊江・住吉・毛利・木場・東陽・新砂(1丁目1番)・南砂(2丁目1番1号～5号、5番～7番)
深川南部保健相談所(桜川11-8-15-102) ☎5632-2291, FM5632-2295	塩浜・桜川・豊洲・東雲・有明・辰巳・潮見・青海・海の森
城東南部保健相談所(南砂4-3-10) ☎5606-5001, FM5606-5006	北砂・東砂4～8丁目・南砂(2丁目1番1号～5号、5番～7番を除く)・新砂(1丁目1番を除く)・新木場・夢の島・若洲

サービスの種類	①居型産後ケア	②日帰り型産後ケア	③乳房ケア
対象者(江東区に住民票がある方)	初産で、次に該当する産後2か月未満の母親と赤ちゃん ○ご家族等からの十分な支援がない ○体調不良や育児不安がある	産後4か月未満で、体調不良や育児不安がある母親と赤ちゃん	産後4か月未満で、母乳の分泌不良や母乳育児に心配のある方
利用回数	3泊4日まで1回	1回(必要に応じて2回まで)	訪問・外来型のいずれか1回
利用料金(自己負担額)※	1泊2日12,000円、2泊3日18,000円、3泊4日24,000円	3,000円	1,000円

※住民税非課税世帯および生活保護世帯は減免制度あり、多胎の場合加算あり

特別徴収が始まる方へ (年金からの差引き)

特別徴収が4月、6月から始まる方へ仮徴収額通知書を4月中にお送りします。なお、引き続き年金から差引きされる方の4月と6月の保険料は、2月の保険料と同額になります。

令和2年度の介護保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度の区民税の情報をもとに仮計算したものです。令和2年度の区民税決定後に再計算を行い、6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「令和2年度介護保険料額通知書」をお送りします。

納付方法は2種類
介護保険は皆さんの保険料で支えられています。介護保険法のためにより、本人の希望で納め方を選ぶことはできません。「特別徴収」年金差引きで納めていただく方法※老齢・退職年金以上受給されている方はこちらの方法になります。

「普通徴収」65歳になったばかりの方へ仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

江東区地域福祉計画策定会議

近年、複雑で対応が難しい福祉課題が顕在化してきていることを踏まえ、区では、行政内部・地域・行政と地域という三つの面での「つながり作り」を進めることで、区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

この一環として、「つながり」の仕組みを具体化する「江東区地域福祉計画」を策定します。計画策定にあたり、学識経験者のほか公募区民等からなる「江東区地域福祉計画策定会議」を設置し、検討を進めていきます。区民の立場からご意見をいただくため、区民委員を募集します。

募集要項
 ①18歳以上の区民の方2人(選考) ②任期 令和2年5月～令和3年10月(令和2年度の会議は平日の日中または夜間約2時間を5回程度予定) ③謝礼金 1回8,000円(税込)、交通費込 ④選考結果 4月中旬に応募者全員に通知
 ⑤4月22日(水) 消印有効
 ⑥1地域における福祉の課題とその解決策について」をテーマに意見を800字程度(A4用紙)にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入し、〒135-8383区役所福祉課地域福祉計画担当へ郵送
 ☎3647-4152 FAX 3647-9186

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化している中小企業者の事業活動を支えるため、緊急の融資あつせん制度を設けました。受付期間 6月30日(火)まで(融資内容下表のとおり) 利用条件 江東区内で1年以上事業を行っている、江東区中小企業融資の基本的な利用条件を満たしているほか、令和2年新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、セーフティネット4号または5号の認定を受けていること。

経済課融資相談係(区役所4階28番) ☎3647-2331, FAX 3647-8442

幼児の親の家庭教育学級 春コース「子どもとママ」

講義や話し合い、情報交換、学習通信づくりなどをします。

5月19日・6月30日の毎週火曜 午前9時半～11時半(全7回) 園教育センター(東陽2-13-6) 区内在住の幼児の親で、原則全回参加できる方25人(抽選) 費500円(教材費と400円(おやつ代と保育保険料) 関関わりを育てる(子育て) 他 伊藤三枝子(臨床心理士)、浅川陽子(江戸川大学、東京第一友の会) 城東方面から(保)初回時点で1歳3か月、就学前25人(申込時要予約) ※5月12日(火) 午前

9時半からの保育オリエンテーションに参加できる方に限りまして※1歳3か月未満の子どもは会場で保護者が見ながら参加可
 ④4月20日(月) 必着
 ⑤はがきに①講座名②郵便番号③住所④氏名(ふりがな)④電話番号⑤一時保育希望者・子どもを同伴する方は、子どもの名前・ふりがな・性別・生年月日を記入し、〒135-8383区役所地域教育課地域学習支援係へ※区ホームページからも申込できます
 ☎3647-9676 FAX 3647-9274

児童遊園と遊び場を 遊ばせよう 禁煙化

たばこの煙は、吸う人だけではなく、周囲の人の生命・健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、健康増進法が改正され、東京都では他人に受動喫煙をさせることとなる「東京都受動喫煙防止条例」が制定されました。このような背景等から、狭小で、幼児・児童の利用を目的とした児童遊園は、一部の園を禁煙にしましたが、4月1日(水)から区内全児童遊園と遊び場を全面禁煙にします。

河川公園課工務係 ☎3647-2538 FAX 3647-9216

江東区パルカレッジ 受講生募集

自分らしく発見もつと輝く未来のために

パルカレッジは、男女共同参画の視点から、自分の生き方や家族、地域との関わりについて学び、考え、実践へとつなげる連続学習講座です。無意識に刷り込まれた先入観に気づき、見直すことで、自分の視野と可能性を広げるきっかけになります。

9月にはオンラインブックメタリ、メンタルトレーニング指導士の田中ウルヴェ京さんを講師に迎え公開講座を開催します。

5月14日(木)・21日(木)・28日(木)・6月5日(金)・18日(木)・25日(木)・7月2日(木)・9日(木) 午前10時～正午(全8回) ※公開講座のみ受講生募集は8月に予定
 男女共同参画推進センター3階第1・3研修室(30人) (未受講者・全8回参加できる方を優先し、抽選) 費無料 関関専門講

お問い合わせは、男女共同参画推進センター(1歳6か月) 申し込み要予約、1歳6か月未満のお子さんは別室で同伴受講できます(5人程度)
 ④4月15日(水) 必着
 ⑤電話 窓口またはアクセスはがきに①江東区パルカレッジ②氏名・ふりがな③住所④電話番号⑤生まれ年⑥パルカレッジ受講経験の有無⑦全8回参加の可否⑧保育希望の方はお子さんの氏名・ふりがな・生年月日・推進センター保育室利用経験の有無⑨別室受講希望の有無を記入し、〒135-0011扇橋3-22-1(パルシティ江東内) 男女共同参画推進センターへ※区ホームページからも申込できます
 ☎5683-0341 FAX 5683-0340

資金使途	運転資金
限度額	1,000万円
返済期間	6年以内(据置12か月を含む)
利率	年1.9%
利子補助	1年目:1.9%(本人負担0%) 2年目以降:1.6%(本人負担0.3%)
保証料補助	当該融資分を全額補助

児童家庭支援士養成講座 子どもの自立をサポートしよう

養育環境にさまざまな事情を抱えた子どもたちの自立にむけてサポートするボランティア「児童家庭支援士」を募集しています。活動に際して必要な養成講座を受講してみませんか。

①5月15日・6月12日の金曜(全5回) 午後6時～8時半
 ②6月24日・7月22日の水曜(全5回) 午後2時～4時半※
 ③はがきに①講座名②郵便番号③住所④氏名(ふりがな)④電話番号⑤一時保育希望者・子どもを同伴する方は、子どもの名前・ふりがな・性別・生年月日を記入し、〒135-8383区役所地域教育課地域学習支援係へ※区ホームページからも申込できます
 ☎5617-7772 FAX 5617-7773

「子どもショートステイ事業」 協力家庭員募集

保護者の病気、出張、出産、育児疲れ等で子どもの養育が一時的にできない場合に、宿泊を伴って子どもをお預かりする協力家庭員を左様のとおり募集します。地域の皆さんとともに子育てをサポートすることもショートステイ事業への協力をお願いします。詳細は区ホームページをご覧ください。
 ④4月24日(金)
 関関ことも家庭支援課養育支援係(区役所3階15番)に電話または窓口で
 ☎3647-4408 FAX 3647-9196

区では、定期(法定)予防接種を実施しています。接種時期になったら、お子さんの体調の良いときに母子手帳を持参して接種を受けてください。区のホームページ等でも各予防接種の時期等を掲載しています。

日本脳炎は、接種の案内を行っている期間があり、受ける機会を逃していることがあります。次の方は特別に未接種分を受けることができます。

平成19年4月1日以前の生まれで4回の接種を完了していない20歳になる前日まで
 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで、1期接種(3回)を完了していない19歳～13歳未満の間
 母子手帳で接種履歴を確認し、未接種分がある方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。13歳以上の方は同意書(区ホームページ)から入手可)があれば保護者の同伴は不要です。なお今年度は3歳児に1期追加(1回分)、4歳児に1期追加(1回分)、4歳児に1期追加(1回分)の接種期間に接種できなかった

ご面接のプレゼントが4月からリニューアルし、KOTOゆりかごギフトとして商品券1万円分を贈呈します(産後のプレゼントは廃止)。3月末まで面接を受けた方で4月以降に産まれた方には、7千円分の商品券を自宅にお送りします。

麻しん風しん混合(MR)ワクチンは期間内に接種を麻しん風しん混合(MR)ワクチンは、1期(1歳)になってから2歳になるまでの1年間と2期(小学校就学前の4月から3月までの1年間)で2回接種します。

MRワクチン任意接種期間は小学4年生の年度末まで
 2歳を過ぎてから小学4年生の年度末までは、任意接種期間(無料)を設けています。法定接種期間内に接種できなかった

実施場所	対象児童	定員	利用日数	内容	協力家庭員となる要件
協力家庭員の自宅	1歳～中学3年生	1世帯あたり原則1人(ただし兄弟姉妹を同時に預かる場合は最大4人まで)	1回の利用で最長6泊7日	食事の提供、身の回りの世話、保育所・学校への送迎等 次の①～④のすべてを満たし、区が主催する研修を受講することが登録要件となります。 ①申込者は20歳以上で心身ともに健全であること。 ②主たる養育者を補助できる成人の親族もしくは親族以外の同居者がいること。ただし、補助者がいない場合であっても、子どもを適切に養育できることとする。 ③国土交通省の住生活基本計画の最低住居水準を満たし、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。 ④看護師、保育士、教員、社会福祉士のいずれかの資格を有する者が、または東京都が行っている養育家庭・フレンドホームに登録している者。もしくはその他児童の養育に係る資格として区長が認めるものを有していること。	保護者の病気、出張、出産、育児疲れ等で子どもの養育が一時的にできない場合に、宿泊を伴って子どもをお預かりする協力家庭員を左様のとおり募集します。地域の皆さんとともに子育てをサポートすることもショートステイ事業への協力をお願いします。詳細は区ホームページをご覧ください。 ④4月24日(金) 関関ことも家庭支援課養育支援係(区役所3階15番)に電話または窓口で ☎3647-4408 FAX 3647-9196